証券コード　3316
平成28年６月１日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東京日産コンピュータシステム株式会社
代表取締役社長　　吉　丸　弘　二　朗

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

また、このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申しあげます。皆様の安全と一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月16日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　**平成28年６月17日（金曜日）午前10時**
（受付開始時刻は午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル
地下２階　「朝霧」の間
（裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第28期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

◎当日は、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎ご出席いただいた株主さまには、お一人様に対し１個お土産をご用意しております。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「５．業務の適正を確保するための体制」、「６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tcs-net.co.jp)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tcs-net.co.jp)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

年間の配当性向30％を基準とし、業績に応じた成果配分を行うことを基本方針とし、財務体質の強化と将来の事業展開に向けた内部留保の充実を勘案しながら、利益還元を行っていく所存であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化や将来の事業拡大を見据え、社内利用システムの老朽化対策、新技術に対応するための検証用環境の構築や人材育成への投資を行い、より質の高いサービスの提供に役立てるよう運用してまいります。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、１株につき31円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は39,055,660円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月20日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	吉丸　弘二朗（よしまる　こうじろう） 昭和33年12月20日生	昭和56年４月　東京日産自動車販売株式会社入社 平成14年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役 平成17年６月　当社専務取締役 平成19年４月　当社代表取締役専務 平成21年６月　当社代表取締役専務営業本部長 平成23年６月　当社専務取締役営業本部長 平成25年４月　当社専務取締役サービス本部長 平成25年６月　当社代表取締役社長（現任）	8,000株
2	佐藤　浩之（さとう　ひろゆき） 昭和36年３月28日生	昭和59年４月　東京日産自動車販売株式会社入社 平成16年１月　当社営業部長 平成16年６月　当社取締役営業部長 平成21年６月　当社取締役営業本部副本部長 平成25年４月　当社取締役営業本部長 平成25年10月　株式会社グロスディー監査役（非常勤）（現任） 平成26年４月　当社取締役社長補佐、営業本部、サービス本部担当 平成26年６月　当社常務取締役社長補佐、営業本部、サービス本部担当 平成27年４月　当社常務取締役社長補佐、自動車事業部、産業事業部担当、兼マネージドサービス事業部長（現任）	2,700株
3	赤木　正人（あかぎ　まさと） 昭和32年２月11日生	昭和55年４月　東京日産自動車販売株式会社入社 平成17年１月　当社経理部長 平成19年４月　当社経理部長兼業務部長 平成23年６月　当社取締役経理部長兼業務部長 平成25年４月　当社取締役管理本部長、経理部長兼業務部長 平成27年４月　当社取締役経営管理本部長、兼経理部長兼総務・ＩＲ部長 平成28年４月　当社取締役経営管理本部長、兼経理部長兼人事部長（現任）	5,900株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	とがわ　たかひこ 外川　孝彦 昭和31年７月８日生	昭和55年４月　日産自動車株式会社入社 平成19年４月　同社生産人事部部長 平成23年４月　中央日産株式会社執行役員 平成24年４月　同社常務執行役員 平成25年４月　日産東京販売ホールディングス株式会社常務執行役員 平成26年６月　同社常務取締役常務執行役員（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任）	ー株
5	きたむら　あきひこ 北村　章彦 昭和18年４月29日生	昭和37年４月　株式会社東京精密入社 昭和46年10月　兼松エレクトロニクス株式会社入社 平成13年６月　同社専務取締役 平成15年６月　同社代表取締役社長 平成25年１月　スリープログループ株式会社社外取締役（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	500株
6	さくらい　ひでかず 桜井　英一 昭和18年４月10日生	昭和37年４月　住友原子力工業株式会社入社 昭和38年９月　住友商事株式会社入社 昭和57年６月　住商エレクトロニクス株式会社取締役 平成17年４月　同社代表取締役社長 平成17年８月　同社と住商情報システム株式会社合併に伴い住商情報システム株式会社常務取締役 平成19年６月　同社顧問就任 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	200株

（注）1. 取締役候補者のうち、北村章彦氏及び桜井英一氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。なお、北村章彦氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって２年であります。また、桜井英一氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって１年であります。

2. 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
北村章彦氏につきましては、既に２年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意見決定に際して適切な指導をお願いできると判断しました。
桜井英一氏につきましては、既に１年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意見決定に際して適切な指導をお願いできると判断しました。

3. 外川孝彦氏の過去５年間での当社の親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社における業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

4. 北村章彦氏及び桜井英一氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 外川孝彦、北村章彦、桜井英一の３氏とは、選任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役小倉弘行氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。監査役松尾憲治、小川和洋の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	松尾憲治（まつおけんじ） 昭和37年５月３日生	平成５年４月　弁護士登録 渡部喬一法律事務所勤務 平成14年４月　岡田・松尾法律事務所設立 平成16年６月　当社社外監査役(現任) 平成27年12月　SPES総合法律事務所設立(現任)	― 株
2	小川和洋（おがわかずひろ） 昭和34年４月14日生	昭和63年３月　公認会計士登録 平成16年７月　小川和洋会計事務所開業(現任) 平成16年11月　税理士登録 平成17年６月　日本金属株式会社監査役 平成20年６月　当社社外監査役(現任) 平成21年６月　日本金属株式会社補欠監査役 平成27年６月　同社社外取締役(現任)	― 株
3	※ 金井祐子（かないゆうこ） 昭和50年12月25日生	平成13年４月　公認会計士登録 平成17年１月　築地祐子会計事務所開業(現任) 平成26年11月　税理士登録	― 株

(注)1. ※印は新任監査役候補者であります。

2. 松尾憲治、小川和洋、金井祐子の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

(1) 松尾憲治氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令について高度な能力・見識に基づき監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現に当社の監査役であり、監査役に就任してからの年数は12年であります。

(2) 小川和洋氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として企業会計等に関する見識に基づき監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現に当社の監査役であり、監査役に就任してからの年数は８年であります。

(3) 金井祐子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として企業会計等に関する見識に基づき監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

4. 松尾憲治氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 松尾憲治、小川和洋、金井祐子の３氏とは、選任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、金融緩和等を背景として、企業収益や雇用情勢・所得環境の改善により緩やかな回復基調にありましたが、中国をはじめとするアジア新興国等の経済成長の減速懸念、さらに株価や為替といった市場動向が不安定となるなど、先行き不透明感は依然として払拭できない状況となっております。

当社の属するＩＴ業界におきましては、サーバー等の第二世代プラットフォームであるハードウェア市場の低価格化や顧客のＩＴ利用環境の変化が鮮明となる一方、クラウド、ビッグデータ、ソーシャル、モビリティといった第三世代プラットフォームにおけるビジネス成長は、より顕著化するとともに、ＩｏＴや人工知能等といった技術革新が注目され、企業を取り巻くＩＴ環境はさらなる進化を遂げようとしております。

このような状況のもと、当社は、「最も安心してＩＴインフラを任せられる企業」を企業ビジョンと定め、顧客価値を創造するため、「顧客を深く理解すること」「最適なＩＴ資源を提供すること」「最新の技術経験を提供すること」「最新の製品を提供していくこと」を行動指針とし、第二世代プラットフォームと第三世代プラットフォームのビジネスバランスを考慮しつつ、新規顧客獲得と既存顧客への深耕を目指した体制作りと営業活動を行ってまいりました。

当事業年度におきましては、サーバーなどのハードウェア売上は低迷しましたが、第三世代プラットフォームであるクラウド技術を元にしたマネージドサービスは順調に推移するとともに、ビッグデータ技術を利用した予測分析サービスの展開などを行ってまいりました。

また、販売費及び一般管理費につきましては、実施時期の見直しや最適化・効率化を検討し、削減努力を行ってまいりました。

受注状況につきましては、受注高7,061百万円（前年同期は6,201百万円）、受注残高767百万円（前年同期は235百万円）となりました。

この結果、当社の業績は売上高は6,530百万円（前年同期比233百万円増、3.7％増）、営業利益210百万円（前年同期比３百万円増、1.5％増）、経常利益208百万円（前年同期比７百万円増、3.6％増）となりました。当期純利益は、127百万円（前年同期比18百万円増、17.3％増）となりまし

た。
なお、当社は「情報システム関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は248百万円であり、その主なものは、サーバー機器、ストレージ機器等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境及び課題を踏まえて、次のような対応を進めてまいります。

① 新規顧客の獲得と既存顧客の取引拡大

当社は、競争力のある大規模ＩＴインフラの仮想化統合技術とその実績をもとに、第三世代プラットフォームの提供を既存顧客に行うことにより取引拡大を図ってまいります。また、第三世代プラットフォーム、特にクラウド技術についての需要は高いと思われ、テレマーケティング活用等により新規顧客の獲得を図ってまいります。

② 売上高営業利益率の向上

ハードウェアは低価格化傾向にある中、当社は、第三世代プラットフォームの提供により、ハードウェアビジネスからソフトウェア及びサービスビジネスへよりシフトするとともに、業務プロセスの改善による原価低減を図ることにより売上高営業利益率の向上に努めてまいります。

③ パートナー企業とのアライアンス

顧客の様々なニーズに対応するため、日本アイ・ビー・エム株式会社との協業関係は引き続き堅持していくことはもちろんのこと、卓越したソリューションを持った協力会社とのアライアンスによるシナジー効果を発揮し、積極的な事業展開を推進してまいります。

なお、当社は、全世界のＩＢＭビジネスパートナーの中から、多くのお客様にＩＢＭ製品・サービスを活用し高価値のソリューションを提供したと認められた企業に贈られる「ＩＢＭ Ｃｈｏｉｃｅ Ａｗａｒｄｓ ２０１６」において、「Ｈｉｇｈ－Ｐｅｒｆｏｒｍｉｎｇ Ｓｏｌｕｔｉｏｎ Ｐｒｏｖｉｄｅｒ」を受賞しました。

④ 顧客満足度の充実

当社は、ＩＴインフラ、ＩＴ技術及びそれらを利用したサービスの提供が、顧客価値創造を実現する手段として有効であるということを認識し、顧客の理解、顧客のＩＴ運用の理解、顧客の属する業界知識の習得等に努めております。顧客の期待値、コスト測定、納期遵守等のプロセス管理を強化し、部門連携力を強め、さらなるサービス品質の向上に取り組むため、毎年、外部機関に「顧客満足度調査」を委託し、お客様のご要望等を集約し、全社で情報を共有することにより、その対策を講じ、改善に努めております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 (平成25年３月期)	第 26 期 (平成26年３月期)	第 27 期 (平成27年３月期)	第 28 期 (当期) (平成28年３月期)
売上高（百万円）	6,713	6,410	6,297	6,530
営業利益（百万円）	219	259	207	210
経常利益（百万円）	217	252	201	208
当期純利益（百万円）	401	135	108	127
１株当たり当期純利益（円）	318.60	107.59	86.24	101.13
総資産（百万円）	3,477	3,912	4,169	4,632
純資産（百万円）	2,038	2,111	2,176	2,263

(注)　当社は平成25年10月１日を効力発生日として、普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し１株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

内　　容
●ソリューションプロバイダー事業 ・ハードウェア及びソフトウェア販売 ・導入支援、保守サービス ・ネットワーク構築 ・アプリケーション開発 ・ヘルプデスクサービス ・運用・保守サービス ・移設作業支援サービス ・ハウジング／ホスティング
●コンピュータ用品販売事業 ・サプライ用品販売

(11) 主要拠点等（平成28年３月31日現在）

名　称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
江東事業所	東京都江東区

(12) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
134名（６名）	１名増（１名増）	38.2 歳	10.6年

(注)1. 従業員数は就業人員であり、当社から他社への出向者は除いております。
2. 臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 臨時雇用者には、派遣社員は除いております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、当社の議決権の53.8%を所有しております。当社は同企業グループに対し、コンピュータ機器類及び保守サービスの販売等を行っており、従来通りの関係を維持しております。また、同社との間に金銭等の貸借関係、保証・被保証等はありません。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件の決定に際しては、市場価格等を勘案の上、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な意見を経て決定しております。

親会社は当社に対し、資本的な関係から当社の経営方針等について、一定の影響を及ぼす状況にありますが、事業の関連性はないため事業活動に対する制約はありません。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　普通株式　5,040,000株

(2) 発行済株式の総数　普通株式　1,260,000株　（自己株式140株を含む）

(3) 株主数　988名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日産東京販売ホールディングス株式会社	678,000	53.81
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社)	27,000	2.14
中谷　宅雄	23,400	1.85
河田　守弘	20,000	1.58
近藤　勤	17,800	1.41
齊藤　学	15,000	1.19
今泉　真一郎	13,100	1.03
織田　敏昭	12,000	0.95
大塚　正男	11,400	0.90
中山　啓二	11,100	0.88

（注）　持株比率は自己株式(140株)を控除して、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉　丸　弘二朗	
常務取締役	佐　藤　浩　之	社長補佐、自動車事業部、産業事業部担当、兼マネージドサービス事業部長、株式会社グロスディー監査役(非常勤)
取　締　役	赤　木　正　人	経営管理本部長、兼経理部長兼総務・ＩＲ部長
取　締　役	外　川　孝　彦	日産東京販売ホールディングス株式会社　常務取締役
取　締　役	北　村　章　彦	スリープログループ株式会社　社外取締役
取　締　役	桜　井　英　一	
常勤監査役	平　尾　　彰	
監　査　役	小　倉　弘　行	
監　査　役	松　尾　憲　治	弁護士
監　査　役	小　川　和　洋	公認会計士、日本金属株式会社　社外取締役

(注)1. 平成27年６月18日開催の第27回定時株主総会において、外川孝彦氏、桜井英一氏は新たに取締役に選任され、平尾彰氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 平成27年６月18日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、田中秀和氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 取締役のうち北村章彦氏及び桜井英一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役である小倉弘行氏、松尾憲治氏及び小川和洋氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役北村章彦氏及び桜井英一氏、監査役松尾憲治氏は、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役松尾憲治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役小川和洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役外川孝彦氏、北村章彦氏、桜井英一氏及び監査役平尾彰氏、小倉弘行氏、松尾憲治氏、小川和洋氏とは、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （2名）	39,025千円 (4,200千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	11,580千円 (7,080千円)
計	10名	50,605千円

(注)1. 上記報酬等の額には、平成27年６月18日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年６月22日開催の第17回定時株主総会において、年額14,000万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成15年６月18日開催の第15回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況

氏　　名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
北村章彦 （取締役）	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。
桜井英一 （取締役）	当事業年度において、就任後開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。
小倉弘行 （監査役）	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に、監査役会13回のうち12回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、意見表明を適宜行っております。
松尾憲治 （監査役）	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、弁護士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。

氏　名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
小川和洋 （監査役）	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。

④　当社の親会社または当社の親会社の子会社から当期中に役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

なお、従来から当社が監査証明を受けているアーク監査法人は平成28年1月4日付をもって明治監査法人と合併し、名称を明治アーク監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,200千円

(注)1．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し株主総会に提案いたします。

貸 借 対 照 表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資産の部)		(負債の部)	
流　動　資　産	**3,884,817**	**流　動　負　債**	**2,068,434**
現金及び預金	1,389,148	買掛金	1,268,442
受取手形	8,890	リース債務	60,775
電子記録債権	24,546	未払金	169,498
売掛金	1,725,377	未払費用	70,141
商　品	223,700	未払法人税等	26,887
仕掛品	4,806	未払消費税等	6,641
貯蔵品	174	前受金	385,920
前渡金	239,418	預り金	14,426
前払費用	162,386	賞与引当金	65,700
繰延税金資産	55,601	**固　定　負　債**	**300,644**
その他	50,946	退職給付引当金	289,744
貸倒引当金	△180	その他	10,900
固　定　資　産	**747,363**	**負 債 合 計**	**2,369,079**
有形固定資産	**440,112**	(純資産の部)	
建　物	23,801	**株　主　資　本**	**2,242,005**
工具、器具及び備品	188,591	**資本金**	**867,740**
リース資産	53,377	**資本剰余金**	**447,240**
建設仮勘定	174,341	資本準備金	447,240
無形固定資産	**89,679**	**利益剰余金**	**927,247**
ソフトウェア	88,969	利益準備金	12,687
リース資産	710	その他利益剰余金	914,560
投資その他の資産	**217,571**	別途積立金	350,000
投資有価証券	75,434	繰越利益剰余金	564,560
従業員に対する長期貸付金	2,776	**自己株式**	**△222**
長期前払費用	1,926	**評価・換算差額等**	**21,096**
繰延税金資産	74,770	**その他有価証券評価差額金**	**21,096**
敷　金	49,983		
ゴルフ会員権	28,000		
その他	9,430		
貸倒引当金	△24,751	**純資産合計**	**2,263,101**
資 産 合 計	**4,632,180**	**負債及び純資産合計**	**4,632,180**

損 益 計 算 書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売 上 高		6,530,860
売上原価		5,546,680
売上総利益		984,179
販売費及び一般管理費		773,678
営業利益		210,501
営業外収益		
受取利息	376	
受取配当金	1,948	
保険配当金	987	
その他	327	3,640
営業外費用		
支払利息	5,324	5,324
経常利益		208,817
特別損失		
固定資産除売却損	184	184
税引前当期純利益		208,633
法人税、住民税及び事業税	27,411	
法人税等調整額	53,800	81,211
当期純利益		127,421

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成27年４月１日残高	867,740	447,240	447,240	12,687	350,000	469,896
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△32,758
当期純利益						127,421
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	94,663
平成28年３月31日残高	867,740	447,240	447,240	12,687	350,000	564,560

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
平成27年４月１日残高	832,584	△95	2,147,469	29,223	29,223	2,176,692
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△32,758		△32,758			△32,758
当期純利益	127,421		127,421			127,421
自己株式の取得		△126	△126			△126
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				△8,127	△8,127	△8,127
事業年度中の変動額合計	94,663	△126	94,536	△8,127	△8,127	86,408
平成28年３月31日残高	927,247	△222	2,242,005	21,096	21,096	2,263,101

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

東京日産コンピュータシステム株式会社
　取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　諏訪由枝　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　吉村淳一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京日産コンピュータシステム株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人明治アーク監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

東京日産コンピュータシステム株式会社　監査役会

常勤監査役　　平　尾　　彰 ㊞

社外監査役　　小　倉　弘　行 ㊞

社外監査役　　松　尾　憲　治 ㊞

社外監査役　　小　川　和　洋 ㊞

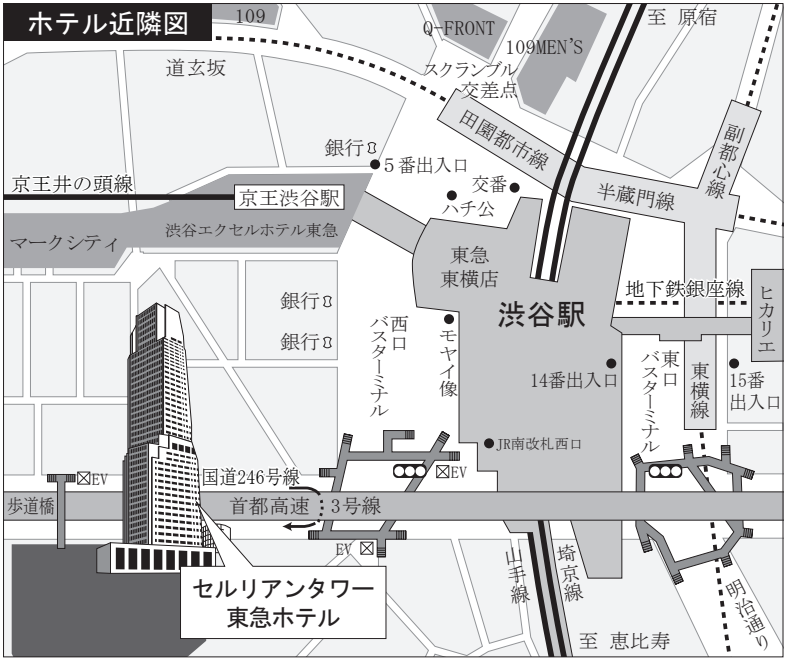
以　上

株主総会会場のご案内

会　　場　　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル地下２階「朝霧」の間
TEL　03-3476-3000（代表）

最寄り駅　　渋谷駅より徒歩約５分

▲ＪＲ　　山手線・埼京線
▲東京メトロ　半蔵門線・銀座線・副都心線
▲東急　　東横線・田園都市線
▲京王　　井の頭線



※セルリアンタワーは2001年３月竣工で耐震性能を備えたビルであります。